

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	三六
○福島県健康増進法施行細則の一部を改正する規則	三六
告示	三九
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件	三九
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三九
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	三九
○国土調査として指定した件	三九
○土地改良法により換地処分をした件	三九
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	三九
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件	三九
○道路の区域を変更する件五件	三九
○道路の供用を開始する件三件	三九
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件	三九
公告	三九
○落札者を決定した件	三九
○都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けた件三件	三九
○都市計画事業の認可の告示があった件	三九
○一般競争入札を行う件	三九
福島県選挙管理委員会	三九
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三九
正誤	四〇
○平成二十五年五月二十八日付け定例第二千四百九十号中	四〇
○平成二十八年十二月二十六日付け定例第二千八百五十九号中	四〇

## 規 則

福島県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第六号

#### 福島県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

福島県健康増進法施行細則（平成十五年福島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「住 所」を「住 所」に「 $\uparrow$ 」を  
 「給食施設の所在地」

を  
 「給食施設の所在地」

地  
 〒 TEL ( ) - FAX ( ) -  
 「 $\uparrow$ 」 「各食ごと」を「各食」に  
 改める。

様式第二号中「住 所」を「住 所」に「 $\uparrow$ 」を  
 様式第三号中「住 所」を「住 所」に「 $\uparrow$ 」を  
 「給食施設の所在地」

を  
 「給食施設の所在地」

地  
 〒 TEL ( ) - FAX ( ) -  
 に改める。

- 附 則**
- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県健康増進法施行細則様式第一号から様式第三号までの規定による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- (健康増進課)

**告 示**

**福島県告示第六十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東雲堂内科・循環器内科クリニック	二本松市岳温泉一丁目一六四―一	平成三十二年一月一日
サンキュー薬局鏡石店	岩瀬郡鏡石町中町三〇	同 日

(社会福祉課)

**福島県告示第六十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる指定年月日

訪問看護ステーション たかの	双葉郡広野町大字下北迫字東町二二四	医療法人社団 養高会	双葉郡広野町大字下北迫字東町二二四	平成三〇年一月一日
----------------	-------------------	------------	-------------------	-----------

(社会福祉課)

**福島県告示第六十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東雲堂医院	二本松市岳温泉一丁目一六四―一	平成三〇年一月二二日
松山歯科医院	会津若松市大町一―三十一〇	同 年九月一日
有限会社 伊東薬局	本宮市本宮字荒町三〇―二	同 年二月二二日
コスモ調剤薬局五百田店	伊達郡川俣町五百田二〇―一七	同 月二九日

(社会福祉課)

**福島県告示第七十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
萩原 拓也	喜多方市塩川町字東栄町五―四一六	はぎわら整骨院	喜多方市西四ツ谷二四―一 サニープラザ一〇二号室	平成三〇年一月五日

(社会福祉課)

福島県告示第七十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成三十一年三月八日次のとおり指定した。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字赤井の一部

三 調査期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成三十一年二月二十六日門田第四地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農地管理課)

福島県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

郡山市湖南町福良字穴尾五八八〇、五八八六の三、五九〇八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

安達郡大玉村玉井字中田山一、二の一、字金山二、三、七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、大玉村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び大玉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の九
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字板屋一〇一、一〇二の一、字黒岩一の一、一の一
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬郡新地町駒ヶ嶺字大沢北一の一六八、一の一六九、一の一七二、一の一八五
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村郡小野町大字小野 新町字横町二五番地先 から 同 郡同 町大字小野 新町字本町三八番地先 まで	変更前	A 八・〇〇	一〇〇・〇
		変更後	A 八・〇〇 B 八・〇〇	一〇〇・〇 一一〇・〇

133・0
-------

(道路計画課)

福島県告示第百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一二号	南会津郡南会津町大字 長野字向山三一 九六番 地先から 同 郡同 町大字 長野字向山三一 九六番 地先まで	変更前 変更後	A 一〇・六 二〇・八 A 一〇・六 二〇・八 B 一一・九 一九・二	九九・四 九九・四 九九・四

(道路計画課)

福島県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 海老相馬	南相馬市鹿島区烏崎字 添越一八一番地先から	変更前 変更後	一三・〇 一五三・五	二、四二七・三

線	同 市鹿島区南海老 字中屋敷一三番地先 で	変更後	一三・〇 四三・八	二、四二七・三
---	-----------------------------	-----	--------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道烏崎 江垂線	南相馬市鹿島区烏崎字 前谷地二八番一地先か ら 同 市鹿島区烏崎字 前谷地二八番一地先ま で	変更前 変更後	一七・五 二五・四 一七・五 二一・五	七六・五 七六・五 七六・五

(道路計画課)

福島県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡双葉町大字中野 字羽山前三番二地先	変更前 変更後	A 七・五 三九・四	一、〇八二・八

から 同 郡浪江町大字両竹 字原田五七番四地先ま で	変更後	A 一四・〇〇 三九・四	一、〇八二・八
双葉郡双葉町大字中野 字羽山前三番二地先 から 同 郡浪江町大字両竹 字原田五七番四地先ま で 双葉郡双葉町大字中野 字浪江八二番五地先か ら 同 郡浪江町大字両竹 字原田五六番一四地先 まで		B 五・〇〇 二二・九	九七三・〇

(道路計画課)

**福島県告示第百八十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津  
 建設事務所平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道一一二号	供用開始の区 間 南会津郡南会津町大字長野字向山 三一・九六番地先から 同 郡同 町大字長野字向山 三一・九六番地先まで	供用開始の期日 平成三十二年三月八日
-------------------------	---	-----------------------

(道路計画課)

**福島県告示第百八十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建

設事務所平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道原町海老相馬線	供用開始の区 間 南相馬市鹿島区鳥崎字添越一八一 番地先から 同 市鹿島区南海老字中屋敷一 三番地先まで	供用開始の期日 平成三十二年三月八日
--------------------------	---	-----------------------

(道路計画課)

**福島県告示第百八十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建  
 設事務所平成三十一年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道鳥崎江垂線	供用開始の区 間 南相馬市鹿島区鳥崎字前谷地二八 番一地先から 同 市鹿島区鳥崎字前谷地二八 番一地先まで	供用開始の期日 平成三十二年三月八日
------------------------	--	-----------------------

(道路計画課)

**福島県告示第百八十六号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月四日次のとおり指定した。  
 平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばき所の名称  
 及び所在地  
 福島北地区交 福島市飯坂町平野 平成三十二年四月一日から  
 通安全協会 字江合二番地八 平成三六年三月三十一日まで 福島北地区交通安全  
 会長 佐藤 協会  
 福島市飯坂町平野字



吉昭	江合二番地八(福島北警察署内)
有限会社角田商店	有限会社角田商店
福島市飯坂町平野字明神町二一番地	福島市飯坂町平野字明神町二一番地
福島県庁消費組合 組合長 井出 孝利	福島県庁消費組合県庁売店
福島市杉妻町五番七五号	福島市杉妻町二番一六号
有限会社福島自動車学校	有限会社福島自動車学校
福島市町庭坂字原中二番地の五一	福島市町庭坂字原中二番地の五一
有限会社社吾妻自動車教習所	有限会社社吾妻自動車教習所
福島市下野寺字遠原三六番地の五	福島市下野寺字遠原三六番地の五
二本松地区交通安全協会 会長 野地 達夫	二本松地区交通安全協会
二本松市若宮二丁目一六三番地の五	二本松市若宮二丁目一六三番地の五(二本松警察署内)
有限会社遊佐商店	有限会社遊佐商店
二本松市油井字福岡一四番地	二本松市油井字福岡一四番地
伊達地区交通安全協会 会長 菅野 宇一	伊達地区交通安全協会
伊達市保原町大泉字大地内六一番地	伊達市保原町大泉字大地内六一番地の四(伊達警察署内)
桑折地区交通安全協会 会長 亀岡 彦久	桑折地区交通安全協会
伊達郡桑折町大字谷地字形土一五番地の二	伊達郡桑折町大字谷地字形土一五番地の二(福島北警察署桑折分庁舎内)
川俣地区交通安全協会 会長 蓮沼 洋	川俣地区交通安全協会
伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島二〇番地の二	伊達郡川俣町大字鶴

志	沢字下中島二〇番地の二(福島警察署川俣分庁舎内)
白河地区交通安全協会 会長 小櫻 輝	白河地区交通安全協会
白河市昭和町二二六番地の二	白河市昭和町二二六番地の二(白河警察署内)
金子 尚雄	金子書店
白河市本町八番地	白河市本町八番地
相馬地区食品衛生協会 会長 太田 正克	相馬地区食品衛生協会
南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	相馬地区食品衛生協会
南相馬市原町区錦町二丁目五八番地	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地(福島県相双保健福祉事務所内)
小泉 智一	Simple Cake
南相馬市原町区本町二丁目五八番地	南相馬市原町区本町二丁目五八番地
合資会社錦尚堂	合資会社錦尚堂
相馬市中村字大手先九番地	相馬市中村字大手先九番地
鈴木 景子	鈴木商店
相馬市中村字大手先四三番地	相馬市中村字大手先四三番地

福島県告示第百八十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月六日次のとおり指定した。

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 内 堀 雅 雄
株式会社まるほ	郡山市堂前町九番三三号	平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで	売りさばき所の名称及び所在地 株式会社まるほ 郡山市堂前町九番三三号
三瓶 利直	郡山市大槻町字室	同	むろのき商店

(出納総務課)

ノ木北三九番地の  
一八  
有限会社ムト  
郡山市富久山町久  
保田字上野一〇〇  
番地の三

郡山市大槻町字室ノ  
木北三九番地の一八  
有限会社ムトウ  
郡山市富久山町久保  
田字上野一〇〇番地  
の三  
(出納総務課)

福島県告示第百八十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月十二日次のとおり指定した。  
平成三十一年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社成光 郡山市大槻町字新 平成三十二年四月一日から  
池下五六番地の五 平成三十六年三月三十一日まで

有限会社成光  
郡山市大槻町字新池  
下五六番地の五

須賀川地区交  
通安全協会  
会長 大木  
正弘

須賀川地区交通安全  
協会  
須賀川市八幡町一九  
番地の七(須賀川警  
察署内)

大河原 精

株式会社やすこくや  
岩瀬郡鏡石町不時沼  
二三四番地

石川地区交通  
安全協会 会  
長 二瓶 義 二

石川地区交通安全協  
会  
石川郡石川町字長久  
保一八五番地の二(石  
川警察署内)

佐藤 重義

相馬市中村字大町三  
丁目屋書店

福島さくら農  
業協同組合

福島さくら農業協同  
組合川内支店  
双葉郡川内村大字上  
川内字町分一〇六番  
地

郡山市朝日二丁目 同

郡山市朝日二丁目 同

郡山市朝日二丁目 同

郡山市朝日二丁目 同

福島県告示第百八十九号  
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月八日次のとおり指定した。  
平成三十一年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

小櫻 恵 白河市新高山四四 平成三十二年四月一日から  
番地一七 平成三十六年三月三十一日まで

株式会社南湖自動車  
学校  
白河市白坂一里段六  
番地二二六

鈴木 源八 白河市八幡小路六 同  
番地

鈴木正文堂  
白河市八幡小路六番  
地

福島県告示第百九十号  
福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月二十九日次のとおり指定した。  
平成三十一年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 平成三十二年四月一日から  
組合 組合長 七五号 平成三十六年三月三十一日まで

福島県庁消費組合  
津若松合同庁舎内売  
店  
会津若松市追手町七  
番五号

会津地区公衆 会津若松市追手町 同  
衛生協会 会 七番四〇号

会津地区公衆衛生協  
会  
会津若松市追手町七  
番四〇号(福島県会  
津保健福祉事務所内)

武藤 守弘 会津若松市中央一 同  
丁目二番二六号

合資会社武藤紙店  
会津若松市中央一丁  
目二番二六号

会津若松地区 会津若松市山見町 同

会津若松地区交通安

志

会津若松地区交通安

会津若松地区 会津若松市山見町 同

会津若松地区交通安

会津若松地区 会津若松市山見町 同

会津若松地区交通安





六八番地

会津よつば農  
業協同組合  
五番地一

会津よつば農  
業協同組合  
五番地一

島東町甲二八六八番地  
会津よつば農業協同組合伊南支店  
南会津郡南会津町古町字居平一八番地一  
会津よつば農業協同組合南郷支店  
南会津郡南会津町山口字村下一五六五番地一  
(出納総務課)

福島県告示第百九十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年一月三十一日次のとおり指定した。  
平成三十一年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

いわき南地区交通安全協会 町一丁目六番地の六  
会長 山下 知昭

株式会社小名浜自動車学校 富岡向一四七番地

いわき常磐地区交通安全協会 町大平一六番地の六  
会長 佐藤 久男

阿部 正征  
町吹谷八三番地

横田 通子  
いわき市四倉町字同

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称及び所在地  
いわき南地区交通安全協会  
いわき市植田町南一丁目六番地の六(いわき南警察署内)  
株式会社小名浜自動車学校  
いわき市小名浜字富岡向一四七番地  
いわき常磐地区交通安全協会  
いわき市常磐関船町大平一六番地の六(いわき中央警察署常磐分庁舎内)  
阿部寝装店  
いわき市常磐湯本町吹谷八三番地  
横田商店

西三丁目六番地の七

福島県告示第百九十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十一年二月十三日次のとおり指定した。  
平成三十一年三月八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

いわき東地区交通安全協会 小名字御代坂一九番地  
会長 佐藤 一弘

いわき市母子寡婦福祉会 川田 三恵子

福島さくら農協 郡山市朝日二丁目一四番七号

いわき市四倉町字西三丁目六番地の七  
(出納総務課)

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称及び所在地  
いわき東地区交通安全協会  
いわき市小名浜岡小名字御代坂一九番地(いわき東警察署内)  
いわき市母子寡婦福祉会  
いわき市役所内売店  
いわき市平字梅本二番地  
福島さくら農業協同組合田人支店  
いわき市田人町旅人字下平石一一番地の七  
(出納総務課)

公 告

**公告第41号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庁東分庁舎ほか15施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額  
72,887,807円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年11月9日

（施設管理課）

**公告第四十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第四十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第四十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
（都市計画課）

**公告第四十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	平成五年福島県公告第二百六十九号原町都市計画公園事業九・六・一号 東ヶ丘公園
施行者の名称	福島県
事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三十番地福島県相双建設事務所
事業地の所在	取用の部分 平成二十七年福島県公告第六十四号の事業地のうち大字二見町四丁目地内において事業地を変更する部分 なし

(まちづくり推進課)

**公告第46号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年3月8日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 4,306台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年1月14日（火）
- (4) 納入場所 福島県総務部秘書課ほか計317か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年4月3日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成31年4月3日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成31年3月8日（金）から同年4月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年3月19日（火）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成31年3月19日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年4月23日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（月）午後5時までに必着のこと。）

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal Computer 4,306units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 April 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 April 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

（入札用度課）



福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十一年三月一日現在において、次のとおりである。

平成三十一年三月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、一六八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、〇四八
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 八、九 六 六	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一 八、四 七 四
-------	-------	-----------	-------	-------------	-----------

会津若松市	三三、三三四	南相馬市相馬郡飯館村	一九、一八五
郡 山 市	九〇、四八三	伊達市伊達郡	二七、五〇四
い わ き 市	九一、三六七	本宮市安達郡	一〇、八五九
白河市西白河郡	三〇、六〇九	南会津郡	七、六五四
須賀川市岩瀬郡	二六、四三四	河沼郡	六、三七一
喜多方市耶麻郡	二一、二六一	大沼郡	七、四七二
相馬市相馬郡新地町	一一、一〇四	東白川郡	九、〇六七
二 本 松 市	一五、五八二	石川郡	一一、三三〇
		双葉郡	一八、〇七七

正 誤

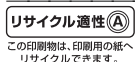
ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年五月二十八日付け定例第二千四百九十号中

二四七	下	八	字村西	字西
-----	---	---	-----	----

○平成二十八年十二月二十六日付け定例第二千八百五十九号中

六七六	下	後ろから二	字村西	字西
-----	---	-------	-----	----



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷